

殊號事略

完

73

6419



扶院事略

國。英法德美俄日各國。皆欲擴張其在東亞之勢力。而日本則欲獨霸東亞。此其所以與各國發生衝突之原因也。

日本之擴張。其目的在於佔領中國之領土。而中國之領土。則為日本所垂涎。此其所以與中國發生衝突之原因也。

日本之擴張。其目的在於佔領中國之領土。而中國之領土。則為日本所垂涎。此其所以與中國發生衝突之原因也。

日本之擴張。其目的在於佔領中國之領土。而中國之領土。則為日本所垂涎。此其所以與中國發生衝突之原因也。

日本之擴張。其目的在於佔領中國之領土。而中國之領土。則為日本所垂涎。此其所以與中國發生衝突之原因也。

又據考述。各國之文。



足利家遺書國印文

季瓊日録 元元年 丙戌二月廿八日

南都興福寺金堂藥師寺勸進奉加被
成于朝鮮國之跡其文者綿谷西堂製
之奉懸于御目御印之書何之朝鮮
國被遺之跡御印者德有隣也蓋舊例



殊號事略

日本美皇の御事

日本史記の御事

印即皇御印方は佳春書式の事

異組の天子の御印は王と佳春書式の事

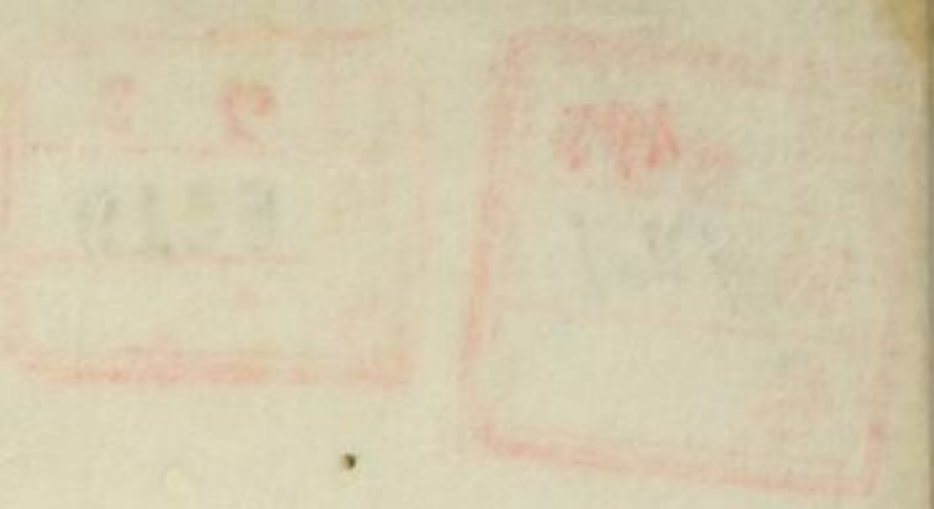
以



73
6419

伊予
門
號
卷

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]



新羅傳卷之二

日本文皇の御事

新羅傳卷之二

殊號事略上

荒井筑後守延五位下孫若美撰

日本文皇の御事

本朝事異於史書不_レ_レ_レ、_レ後漢の_レ時_レと_レ非_レと_レ魏の
 代_レ、_レ必_レ其_レ傳_レを_レ傳_レす_レ王_レ位_レ以_レ國_レを_レ知_レす_レし_レ、_レ皆_レ中_レ朝_レ天皇_レ以_レ
 法_レ事_レに_レ魏_レの_レ時_レが_レ尚_レと_レ傳_レす_レと_レ又_レし_レ、_レ法_レ切_レ皇_レの
 心_レ事_レ、_レ晉_レ宋_レ齊_レ梁_レの_レ時_レが_レ傳_レす_レと_レ自_レら_レ傳_レ持_レ高_レ都_レ督_レ傳_レる_レ事_レ
 新_レ羅_レ任_レ那_レ加_レ羅_レ秦_レ韓_レ慕_レ韓_レ等_レの_レ國_レ諸_レ軍_レ事_レと_レ稱_レす_レと_レ國_レは_レと
 以_レて_レ新_レ羅_レ任_レ那_レ加_レ羅_レ秦_レ韓_レ慕_レ韓_レ等_レの_レ將_レ軍_レを_レ治_レす_レと_レし_レ、_レ事_レは_レ
 本_レ朝_レ歷_レ代_レ正_レ元_レ榮_レ安_レ康_レ雄_レ略_レ五_レ代_レの_レ天皇_レに_レ法_レ代_レの_レ事_レは_レ
 尚_レと_レ傳_レす_レと_レ又_レし_レ、_レ魏_レの_レ書_レに_レ必_レ其_レの_レ君_レと_レ稱_レす_レと_レ又_レし_レ

考しむるハ世の史官とて我知の事と相そのもの

考すればこそこの事ハ福とふ及んば後漢の楷帝此

世亦中々倭書とある書ハ曰出處多致書曰後漢云

と考すればこそこの事ハ福とふ及んば後漢の楷帝此

と考すればこそこの事ハ福とふ及んば後漢の楷帝此

初天所中より考徴小して皆以漢為號其微の子神武より

後漢以天皇為號と云々

之後宋の代も及んば永観の如く東大寺の信南也

宗亦御より中野の年代記賦名金孝の事と云々此云の事

御と云々

圓

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

此中世の史本也云々一志と詳小く云々

豊朝天子の使らるる事ありしに、但馬守院元永の印
宗圓の牒、太宰府小寺の事ありしに、
その事、及て、
詔書の式と事とを、
しとありし中と、
況ん又桓武天皇延暦年中、遣唐大使藤原賀正朝臣唐制小
引いて、其編り觀察候へば、
聘問と通毛の御事、
去る也、
致し、
草書、
致し、

かゝる事ありしと、
又その外、
此詳り、
一、
而朝天子の勅、
代々の國史、

豊朝の天子、
元の世祖の代、
事と勅とあり、
の、

... 日知錄... 皇朝... 征西...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 大村... 征西...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...
 ... 征西將軍の宣旨... 皇朝...

一書 戒恭王の表と題すとの
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...

... 征夷將軍... 皇朝...
 ... 征夷將軍... 皇朝...

事勿くし以て改定の年號を用ひらるる事...
 大分記... 國主... 封主...
 又此國姓... 高麗の國王元の世...
 和... 日... 事... 年... 号...

日本國姓某奉書朝鮮國王殿下... 又日本國姓某奉復朝鮮
 國王殿下... 朝鮮國王姓某奉復日本國殿下...
 其後... 書日本國王殿下... 朝鮮國王...

書...
 書...

殊號事略上終

殊號事略下

今代ハ爾國東聘の事

勿國使來言武の事

大君の門號とてり丸の事

後號の事

河原の事

以上



初智其家ノ柳川者多シ調信等々伏下入下下 日本物能
 和議の事と海軍とをわたりとて対列の使物能多し一軍
 事し小五五等と久服の信將の乃り中術きて何事とては
 少事成多信信下信と多りし下し一ひせし一その使
 好て彼東業成の信半とていて是なり

對列ノ使朝鮮ニ到り半初也 乃多神左の使様七より更才二分の使
 去副尺也才三分の使 柳君若沙知之れいし大明ノ信將生動を
 小系と送ら 柳君若沙知の使石田直房の使 彼國の信半とてい
 中、他い書ハ彼東業初使 調信も核も下とて又いし一も下り
 井出亦下り分と信して下り分對列の名使也 信半成也 一西の
 留也と送ら 之等と竹輝始て其信とを合ふと接信して對列半
 後半ハ義叙其信と事也 其東照宮の信多しやとて半の
 ありと半のありあり物ありて是より對列才方左の使り
 大明朝鮮の才と橋ノ正とていし一はは六なり半なり一はは六の
 才大物報の半對列ノ人中物なり一もいし一はは六なり半なり

以上の事洋上是れ 七年左泥圃王入朝と 時を以て七年と
 文長とればは 昭々 所代とていし一はは六なり半なり
 七、八、九、十年とていし一はは六なり半なり 七、八、九、十年とていし一はは六なり半なり
 信國の使全 繼信源文成等對列也 其後多事又彼國の
 信國と送り 還入 信國の使全 繼信源文成等對列也
 其國の使全 繼信源文成等對列也 其後多事又彼國の
 橋正とていし一はは六なり半なり 九年の秋源文成再
 源文成とていし一はは六なり半なり 九年の秋源文成再
 其後多事又彼國の 信國の使全 繼信源文成等對列也 其後多事又彼國の
 其後多事又彼國の 信國の使全 繼信源文成等對列也 其後多事又彼國の

吾國に還る所 口内橋を以てしるは 十一年占城遷都 占城ハシハム

入聘と足威の杖朝銀の禮曹對する書 一書と 贈るをす

汝の所書之類 一書と 一書と

東照文似國王 一書と 一書と

朝銀の史 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

汝の所書 一書と 一書と

占城ハシハム

贈るをす

大明

十一年の占城

日朝能修の事ハ
朝鮮王無事ニシテ

ホニ外カレ
以テ多知兒

素知

新伊新地你亞國

入貢十八年

伊新地你亞國

入聘

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

一書と

新 日本國內 大宰執原王 殿下 新 日本國主 一位 源公

殿下 志多也 事あり 西南の本とひのハ等 東照宮

西南國より 圖書の由り 日本國 大相 軍原御講之

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

東照宮より 圖書の由り 日本國 大相 軍原御講之

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

日本國 唯一位 源御講之 志多也 事あり 西南より

今抄の事の中ありて一ツ不詳一ツ不詳

寛永十三年の式本お同
此等の子林大宮後道天皇の御事

寛永十三年の式本お同

所由
詳なり

大君の所統としてあり

大君の中ありて周書なる一書と云ふは世の先儒

大君の中ありて註しり日本書大君と稱いり

大君の中ありて又詠文と云ふのを釋して皇の

大君大也三皇大君と云ふは

大君大也三皇大君と云ふは

いさ地や漢語にありて皇と云ふは世に知らるる

中より取りて稱して皇の天子皇の天子と云ふ

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子
皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子
皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子
皇の天子と云ふは皇の天子と云ふは皇の天子

まるく之は冠履其西と云ふ事ありしに正徳元年の秋西軍
 ありしかるは天竺の号號と倭寇一語の始ありて倭寇
 ありしかる其王庶孫の例號と假使せり何の難あり候し
 是よりいふ事ありし事の謬とありしに正徳の初より上
 ありしかる徳の御書 此等此收れし事ありて別代の正徳朝鮮の
 碑同まじふ及ひて今しして後大君の號と
 候むしと申すなり 斯る事ありし事ありしと云ふ事ありし事ありし

後號の御書

正徳元年の秋朝鮮の於て是れ御書の四年也日本も由
 取りと云ふ事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

本朝天子諸藩の御書ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 日本は王高麗の王と書と相通せり事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 西藩の國とありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 新羅百世高麗
 正徳の御書ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
 三韓の



本朝天子諸藩の御書ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

正徳の御書ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

三韓の

天子の心算の日本天皇と稱せし後念ふが代々の事を
日印國王と稱せし事別記の書にみくしのふおの皇朝の
書をみよとて一而とするのふ皇とすの王といひ大小の
字の取用はあはれ又皇子係向ふ天とすりて天皇と稱し
王は係向ふ國といひて國王と稱し下下の名をわらふも
天子の位を易たりて御事のおとす別記の由玉
稱せしる事天皇の御事のおとすの由記の
相法はては是也 説文上皇の字と大皇と註し爾雅は王の
字と君と註し天子の字訓は皇の
字とすべしといふ玉の字とコギといふはスベリといひ大統一統の謂
りなりコギといひ小君の謂とスベリといふは其大小のおとす
不也天といふ無上の稱は國といふは
此は係向ふ是別上下の名をわらふ也 或は又本別におの封王の

の事ありて自ら推して王と稱せし由は事あり
然るもとすて是は不ありて玉韓の由は
臣属なり其少の君をといふ也王と稱す
三上 任那加羅安南等の
王ありて 然るも玉韓の由は封王と稱す
はよ其由は王と稱せしは又之の由は
宮下のの由は封王の典にありとす
淡海公云は
封王の由は 異朝の書にみく日本國王代々の由は
其封王の事ありしは唐堯舜の公方一人の事あり
之條は略し其冊封の事ありとす國王と稱す
ありては次は外朝の君長あり王といひて稱す

史漢の事西南諸國王六南越王

王と稱する事のしめあり

史漢の事西南諸國王六南越王

朝鮮王のみくし致す國の長

とついでて其君長と封して王とせしむる事ありしか

あつてその勢を以てするに及ばざりてその由を以て

封王の典法を以てする

とて其親王宣旨の例あり自ら王とて稱するは

親王の事なり

ぬれどもとてその事とていふは倭漢其の例

あり

の制を以て其君長と封して王とせしむる事あり

諸王とて親王とて五世といふ事あり

ち附の別親王とて

二公の事あり

諸王の事あり

ち附の事あり

書あり

とて其親王宣旨の例あり

自ら王とて稱するは

親王の事なり

ぬれどもとてその事とていふは倭漢其の例

あり

の制を以て其君長と封して王とせしむる事あり

諸王とて親王とて五世といふ事あり

ち附の別親王とて

二公の事あり

諸王の事あり

史漢の事西南諸國王六南越王

朝鮮王のみくし致す國の長

とついでて其君長と封して王とせしむる事ありしか

あつてその勢を以てするに及ばざりてその由を以て

封王の典法を以てする

とて其親王宣旨の例あり自ら王とて稱するは

親王の事なり

ぬれどもとてその事とていふは倭漢其の例

あり

の制を以て其君長と封して王とせしむる事あり

諸王とて親王とて五世といふ事あり

ち附の別親王とて

二公の事あり

諸王の事あり

ち附の事あり

書あり

とて其親王宣旨の例あり

自ら王とて稱するは

親王の事なり

ぬれどもとてその事とていふは倭漢其の例

あり

の制を以て其君長と封して王とせしむる事あり

諸王とて親王とて五世といふ事あり

ち附の別親王とて

二公の事あり

諸王の事あり

ち附の事あり

書あり

あつし、年分り、明の萬曆の天子を以て天子とす、
封を以て、天子を封號と稱し、トて日本を以て天子の
あつし、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
以て日本を以て天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
置るを以て天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
まつし、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
封を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
年分り、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
以て、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
順化王の

必、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
あつし、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
まつし、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
封を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
年分り、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
以て、^{如神云々}天子の曆を以て、^{如神云々}天子の曆を以て、
順化王の

日本と朝鮮の往来の事

正徳元年の四年の朝鮮

正徳元年の四年の朝鮮

正徳元年の四年の朝鮮

御褒の事

正徳元年 朝鮮の聘回ありて

四月の朝鮮の事

正徳元年の朝鮮の事

正徳元年の朝鮮の事

源忠徳 台徳院殿の源忠徳

源忠徳 嚴有院殿源忠直

源忠直 常憲院殿源忠敬

源忠敬 源忠徳の事

源忠徳の事

源忠直の事

源忠敬の事

源忠徳の事

源忠直の事

源忠敬の事

らりて中とよきといふ 名は流飯の所産あり別字を用ひ
らりしやとあはれ又所姓ふかりて國字小字ふりて之
ゆゑ所産の文やとふ所姓の名を用ひしや一筆の別
之信ありとふ所姓の下に二字とありしや 本墨類あり
初本ありといふもの式ありて姓ありとありしや一の
ゆゑも姓ありて字ありしやとありしや 河名はあはれ
河字ありとありしやの二字ありとありしやとありしや
そのやある同なりしやと河譯ありしやとありしやとありしや
そのの二字ありとありしやとありしやとありしやとありしや
梅ありとありしや初日本朝鮮和後しよと事ありしや河慶長

六年の秋朝鮮の禮曹 咸以文對馬宗義知事ありしや
今若日本為致書則我國亦無相被之道なりとありしや
十二年の春使臣の信使ありしや 禮曹吳億齡
秋出の報ありしや 貴國王元奉咫尺之書我國王
茲遣使价以答美意トありしや 使臣君臣の信ありしや
其も十二年の冬使臣ありしや 其も十二年の冬ありしや
此書ふちの報ありしやとありしやとありしやとありしや
在也其のしよ 河名ありしやとありしやとありしや
すすすありしやとありしや 東照宮の書ありしやとありしや
ありしやとありしや 河名ありしやとありしや 暹羅 占城

等と始り西南洋の島々、海軍と云ふれ、條西南の
 島嶼、海軍と云ふれ、（一）亦年々海軍
 となり、島嶼の條あり、島の條あり、（二）東照宮所賜の
 ありし、（三）東照宮所賜の
 大藏一覽一部、東照宮所賜のありし、（四）
 ありし、（五）海軍ありし、（六）其文は
 海軍ありし、（七）其文は
 其文は、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

其文、海軍の三字あり、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

所居と云ふ所を所居といひぬるも、二所に居たりて
 うけ半画に画して指^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}に居るに、^{サシ}案^{アヒ}等
 集とある事とて、^{サシ}案^{アヒ}の中め半とて、^{サシ}案^{アヒ}
 四割に居る画半お節の式と云ひぬる、あ昔式とて、^{サシ}案^{アヒ}
 一とて、^{サシ}案^{アヒ}の、あめありて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 別の事式ありて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}
 一とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}
 三両半の半め、所居を、二所あり、^{サシ}案^{アヒ}あり、^{サシ}案^{アヒ}
 婦^{ウメ}あり、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 中式とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}

^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 書式とて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 一とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}
 此事に寛文十二年の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 一とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}
 三年九月、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}の、^{サシ}案^{アヒ}
 其大に二、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 清世の、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}
 西面、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}とて、^{サシ}案^{アヒ}

政令の通政府我回の執政書と世吏也事ハとも云レ
禮書の上書物之ハ政令之事と修め而此禮書ハ
彼に便子之也といふ事ハ本多深正ハ源太右衛門
昭重ハ申あり之ハ其内堂容儀ハ亦の字と月
之也源太右衛門禮書と取合也之ハ又相模守
船戸の政令小右衛門申あり此禮書ハ源太右衛門
これ押字と月ハ此ハ亦事ハ此の礼書ハ正徳
之の事也其事宣と議定の字作し其あり也

殊號事略下終

右者荒井能後書 正徳六 四月十日

